

平成18年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成18年6月15日(木) 13時20分～15時05分
2. 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」
3. 出席者 学外委員：岡崎、加賀谷の各委員
学内委員：芝山、高橋、倉田、國分、三觜の各委員
4. 列席者 中村及び坂東の各監事、川西、田口の各学長補佐
5. 内 容

1) 開 会

芝山委員から議事に入る前に、平成18年4月1日付けで異動のあった陪席者の中村及び坂東の各監事が紹介された。その後、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた後、本会議の前に欠席の学外委員に対して、事前に議題の説明に伺った際、配付資料「第1回経営協議会に係る欠席委員の意見について」のとおり意見があったことが報告された。

また、以下の点について芝山委員から報告があった。

- (1) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学長が本会議の議長を務めること
- (2) 同規則第5条第3項の規定に基づき、議長の職務を代行する理事として、高橋理事を指名したこと

2) 前回議事要旨確認

平成17年度第3回及び第4回の経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

(1) 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

三觜委員から配付資料に基づき、平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、本報告書は、提出期限まで時間があることから、主旨は変えず内容を充実するために、さらに精査を行った上で国立大学法人評価委員会へ提出することが了承された。

(質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。)

○ 資料「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」中、32ページ「業務運営の改善及び効率化」の年度計画から進捗状況について自己評価されているが、その前段に記載のある「大学の教育研究等の質の向上」の年度計画に対して自己評価がされていないのはなぜか。また、本報告書策定にあたってはどのようなプロセスで進めたのか。

● 本報告書は、平成17年度の業務の進捗状況を大学自身の判断で記載したものであるが、「大学の教育研究等の質の向上」に関する進捗状況については毎年、評価を受けるのではなく、中期計画期間の6年間の評価となるため年度ごとに自己

評価を行っていない。

本報告書作成のプロセスについては、年度計画の進捗状況に対し適宜、学長のヒアリングを受けながら、教員、事務を交えてチェックしている。そして当該年度の業績を評価・確認するワーキング・グループを設置して、所管課等から提出された年度計画に対する実績案を精査した上で策定を行った。

- 進捗状況の自己評価において、年度計画を十分には実施していない事項は、全くなかったのか。
- 平成16年度年度計画に対して、十分には実施していないと自己評価した人事案件に関する事項が1件あった。平成17年度は、そういう反省も踏まえて年度期間中にも随時、進捗状況の確認を行ってきた。大学の認識として年度計画として掲げた事項については、年度計画を上回って、または十分に実施してきたということであり、著しく実施が遅れた年度計画はないという判断である。ただし、このことは大学自身の自己評価であり、国立大学法人評価委員会の評価と必ずしも一致するとは限らない。

(2) 平成17事業年度に係る財務諸表等について

三鶯委員から配付資料に基づき、平成17事業年度に係る財務諸表（案）、事業報告書（案）及び決算報告書（案）について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 平成16年度決算における剰余金約1,300万円のうち約800万円が繰越金として認定されたが、繰越金として認定される基準はあるのか。また残りの約500万円についてはどのように処理をしたのか。
- 本来、平成16年度に入るべき授業料として、平成15年度に前納された分が約3,300万円あった。平成16年度決算では、平成15年度の前納分が平成16年度に入ったものとして処理され、結果として現金としての裏付けがあるとされた約800万円が繰越金として認定された。それ以外の約500万円については現金としての裏付けがないとして、単なる積立金として管理しているものである。
- 国立大学は、平成16年度に法人化された際、平成16年度授業料の前納分について、現金の代わりに物品が手当された。剰余金が発生していても現金の裏付けがない積立金も含んでいる。基本的には、現金としての裏付けがない剰余金は、現実的に使用できるものではないと考えている。

なお、平成17年度決算における現金の裏付けがある剰余金は、約3,900万円となっている。

- 約3,900万円は現金として、純然たる平成18年度への繰越金として活用できるという認識でよいのか。
- 私どもは、そのように認識している。これから文部科学大臣の承認を受けて利益剰余金として認定されるものと予定しているが、申請結果がどのような形になるか現段階では、不明である。
- 結果として約3,900万円が残っているが、今後使用することになるのか。
- 積立金として積み立てておくことになる。このうち利益剰余金として認定されない額については、使用できない積立金として積み立てておかねばならないが、利益剰余金については、取り崩して使えることとなっている。

(3) 平成19年度鹿屋体育大学概算要求事項について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度鹿屋体育大学概算要求事項について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 概算要求は、前年度の予算に対して、効率化係数1%を考慮して減額した額を要求するのか。
- 本学においては、国より全体として16億円余りの運営費交付金が措置されている。中期計画期間中に経費節減の自己努力を課されている分野については、毎年、効率化係数1%の節約が課されており、控除して要求を行っている。本日はその分野は資料として示していないが、それ以外の新規事項の概算要求を行うものである。
- 国立スポーツ科学センターとの連携大学院構想は、定員増と関連して要求が達成されれば双方にとって好ましいものであると思うが、今年度完成年次に至る博士後期課程に在籍する学生の学位取得の見込みはどうなっているのか。
- 本学博士後期課程は、平成18年度が完成年次に至ることとなり現在、入学定員6名に対し1年次9名、2年次11名、3年次9名が在学しており、定員を満たしている。3年次については、本年6月下旬に現段階の博士論文の予備審査を行う予定であるが、実際、予備審査を希望する学生から申請も出ている。また、11月にも同様な予備審査を予定していることから、学位を取得する学生が出てくるものと思われる。

(4) 国立大学法人鹿屋体育大学通則の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学通則の一部改正について説明が行われ、原案のとおり了承された。

(5) 鹿屋体育大学プロジェクト研究員取扱要項の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、鹿屋体育大学プロジェクト研究員取扱要項の制定について説明が行われ、以下のとおり質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 3年間の研究事業で雇用された研究員は、1年ごとの継続契約で雇用を妨げない形態なのか。
- 雇用期間は1年ごとである。予算が単年度ごとに措置される予定で、1年毎の雇用契約の形態になる。大規模なプロジェクトは、通常3年の雇用形態であるが、最長で5年延長できることとなっている。
- 雇用最長年限は、プロジェクトの最長年限と同じ期間なのか。
- ご質問のとおりである。プロジェクト中心で、原資がある場合に着目して制度設計を行っている。

(6) 国立大学法人鹿屋体育大学再雇用職員規則の制定について

三觜委員から配付資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学再雇用職員規則の制定について説明が行われ、原案のとおり了承された。

(7) 国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則の一部改正について

三觜委員から配付資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則の一部改正について説明が行われ、原案のとおり了承された。

4) 報告事項

(1) 中央青山監査法人の業務停止処分に係る本学の対応について

三鶯委員から配付資料に基づき、企業の粉飾決算に関与して行政処分を受けた中央青山監査法人との契約について、国立大学法人法に基づく法定監査業務は行政処分の対象外であることや本学の監査業務については、適正に行われていることから、本年度については継続して契約を行ったことが報告された。

(2) 大学機関別認証評価について

三鶯委員から配付資料に基づき、大学は、平成16年度から7年以内に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることが義務づけられていることから、本学においても平成19年度に認証評価機関である大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価を受けること及び当該機構における評価項目、評価スケジュールについて報告された。

(3) 平成18年度重点プロジェクト事業経費について

三鶯委員から配付資料に基づき、中期計画、年度計画の達成のために本学として重点的に取り組むべきプロジェクトの採択を行ったことについて報告された。

(4) 平成18年度科学研究費補助金の採択状況について

三鶯委員から配付資料に基づき、平成18年度科学研究費補助金の申請及び採択状況について報告された。

(5) 平成18年度国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の開催予定について

三鶯委員から配付資料に基づき、平成18年度における経営協議会の開催予定及び議題等について報告された。

なお、第2回経営協議会（10月開催予定）における学外委員の日程確認については後日、行うこととなった。

5) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

(1) 平成18年度入学試験の結果等について

倉田委員から配付資料に基づき、体育学部及び体育学研究科における平成18年度入学試験の結果について報告された。

(2) 平成17年度卒業・修了者の就職状況について

倉田委員から配付資料に基づき、平成17年度卒業生及び修了生の就職、進学状況について報告された。

(3) 学生の競技成績について（平成18年2月～5月）

倉田委員から配付資料に基づき、学生の国際大会や国内大会（学生選手権、全日本選手権）3位以上の競技成績について報告された。

(4) 平成17年度外部評価結果について

三鶯委員から平成17年度において、本学スポーツトレーニング教育研究センターが外部評価を受け、その評価結果及び評価に関する項目について「外部評価報告書」を刊行し、学内外に配付したことが報告された。

6) その他

理事の人選について

芝山議長から平成18年7月31日付けで任期満了となる理事の後任の人選にあたって、鹿屋体育大学理事選考規則の規定により、予め経営協議会の意見を聴くこととなっている旨の説明があった。本件については、人事案件でもあり、発令までに期間もあることから、後日、各委員には個別に意見を聴くことが提案され、確認の結果、了承された。